

## 第12章 備蓄・調達対策の推進

# 【予防対策】

### 基本方針

- 1 ローリングストックを推奨する
- 2 食料・飲料水・生活必需品等を確保する
- 3 輸送体制を確立する

### 基本方針1 ローリングストックを推奨する

#### 1 ローリングストックを行う

##### □ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部	○ ローリングストックを推奨する
事業者 市民	○ ローリングストックを行う

##### □ 詳細な取組内容

ローリングストックとは

日頃から自宅で利用しているものを少し多めに備えることで、災害時に自宅で当面生活することが可能となります。

常に最小限備えるべき品目・量を保ちながら、多めに備えているものを日常の中で消費していくため、特別な準備は必要ありません。

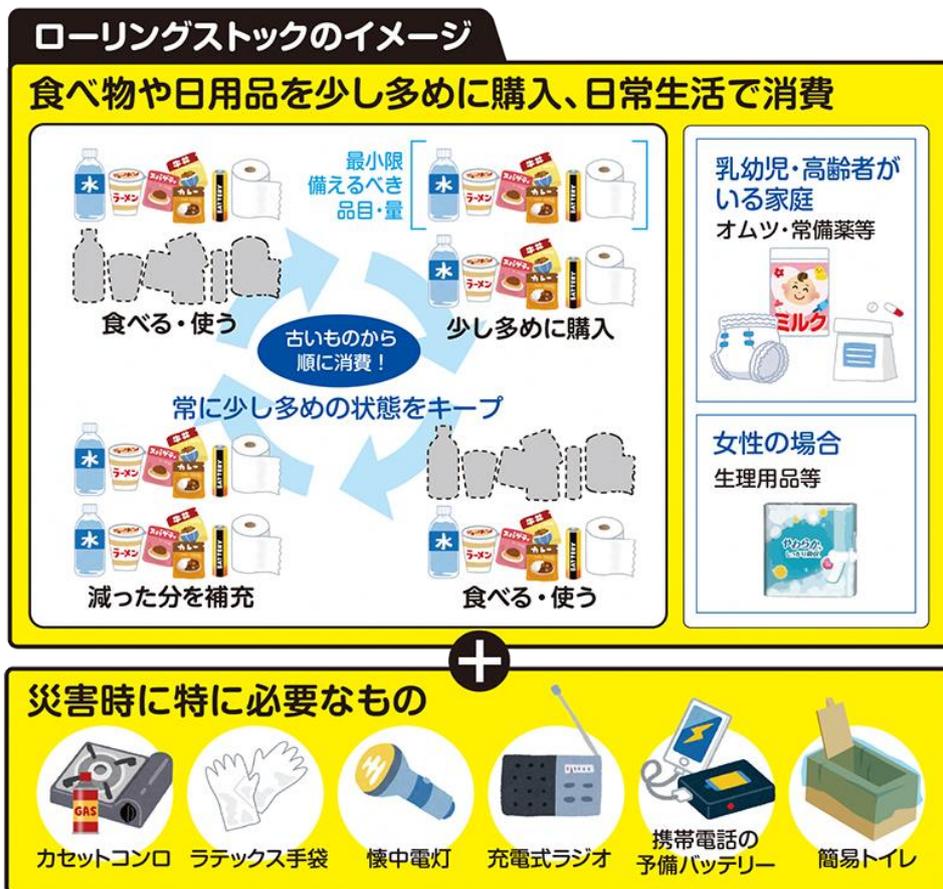
コロナ禍において、ローリングストックをする事で、自宅に留まって避難を行う「在宅避難」を可能とすることができます。

日頃の生活の中で、上手に、ローリングストックを取り入れた備蓄を行いましょう。

#### 1 備蓄対策の前提

震災時における必要物資の確保は、市民一人ひとりの平素からの備蓄が重要であり、多摩市は、あらゆる機会を通じて、自助による備蓄及びローリングストックを普及啓発する。

【イメージ図】



【出典：九都県市首脳会議 防災・危機管理対策委員会 HP】

## 基本方針2 食料・飲料水・生活必需品等を確保する

### 1 食料の確保

#### □ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の生活維持のため、必要な食料を備蓄する。</li> <li>○ 多摩市の災害応急対策活動に必要な市職員用の食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄する。</li> </ul>
事業者 市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3日分の食料等の備蓄を行う。</li> </ul>

□ 詳細な取組内容

1 備蓄の考え方

- 備蓄数量の算定に当たっては、多摩直下地震の避難者数が最大規模となる被害想定（平成24年4月東京都発表）を採用する。
- （避難者数（1日後））＝33,049人
- 避難者数の2日分の食料を多摩市単独で備蓄し、残り1日分の食料を東京都の寄託倉庫からの配給や民間企業との協定による流通品を調達し、合わせて3日分の食料を確保する。
- 発災初期は、市備蓄のクラッカー等で対応し、その後、アルファ米・備蓄米へ移行する。米穀類及び副食類等は、二次的に調達する。

2 備蓄の供給

- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、多摩市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。
- 発災後、速やかに協定締結事業者から、必要な物資を調達する。特に女性や要配慮者に配慮した物資を迅速に調達する。

【物資供給における時系列イメージ】

供給先	発災1日目	発災2日目	発災3日目	4日目以降
自助による備蓄				
多摩市の備蓄	多摩市の備蓄 			
都の備蓄 (寄託倉庫含む)		多摩市備蓄が不足する 場合、適宜、供給する 		
協定等の流通備蓄	多摩市の備蓄物資を補う形で、供給を受ける。 また、女性や要配慮者に配慮した物資の供給を受ける。 			
都からの調達物資			東京都の体制が構築さ れ次第、支援を受ける。 	
炊き出し				炊き出し等を開始する 

### 3 乳幼児用食料の備蓄

- 乳幼児(1歳～3歳)用として、乳児用食料を備蓄する。
- 乳児(0歳～1歳)用として、粉ミルクを備蓄する。
- 備蓄数量については、3日分の備蓄を目標とするが、全体の予算の範囲内とする。

### 4 アレルギー対策

- 備蓄食料におけるアレルギー対策については、個々の特性の多様性から行政における支援は、非常に困難である。よって、基本的には「自助」の範囲と考える。
- しかし、備蓄をしても、家屋の被災などから、備蓄していた食糧を失ってしまう事も想定されることから、多摩市において、概ね12,000食程度を備蓄する。
- 備蓄内容については、1種類に偏ることなく、数種類備蓄する。

## 5 児童・生徒用の備蓄

- 帰宅困難者対策から、各事業所が従業員を留め置いた場合、長期にわたり保護者に引渡しができない児童・生徒が発生することが予測される。
- 引渡しが行われるまでの間、学校で保護する児童・生徒数を算出し、3日分の備蓄を行う。(教育委員会の算出による)

## 6 職員用の備蓄

災害対応に従事する職員用として、3日間分の食料等の備蓄を行う。

なお、発災当初は配布することが困難となる状況が想定されることから、1日分程度は、栄養補助食品等簡易的な食糧を補完する事を推奨する。

## 7 市内企業との協定等

- 多摩市は、災害時における食料品・生活必需品等の確保のため、自治体及び民間団体等と供給協定を締結している。
- 多様なニーズに対応できるよう、積極的に市内企業との協定締結に努める。

## 8 備蓄物資不足の場合の対応

備蓄物資及び調達物資等によってもなお物資に不足を生じる場合には、報道機関等を通じて、企業・団体等への支援の要請を検討する。報道機関等への周知伝達は、住民情報対策部を通じて行う。

ただし、報道機関を通じた要請は、均一でない物資の増加が円滑な受入れ・配送の妨げる恐れもあるため、呼びかけにあたっては物資の提供・梱包に際しての留意事項について、併せて周知を行う。また、災害発生直後における個人からの義援物資は、仕分け等の対応が困難であることから受け入れしないこととし、これも同時に広報周知する。

## 9 その他

避難所で求められた物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者ニーズに対応した物資の確保に留意する。

## 2 飲料水及び生活水の確保

### □ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 都 市 整 備 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急給水に必要な資器材等の設置を行う。</li> <li>○ 災害用井戸、雨水貯留槽等の整備により、生活水の確保に努める。</li> </ul>
都 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給水拠点(※1)となる応急給水槽(※2)及び配水所・給水所において、応急給水に必要な資器材等の配置、管理を行う。</li> <li>○ 給水拠点である配水所・給水所において、拠点ごとに要員を指定する。</li> <li>○ 自主防災組織等が自ら応急給水活動ができる施設の整備を行う。</li> </ul>
事 業 者 市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3日分の飲料水を備蓄する。</li> <li>○ 水の汲み置き等により生活水の確保に努める。</li> </ul>

#### ※1 災害時給水ステーション(給水拠点)

災害時の断水に備え、飲料水を確保している配水所、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2km程度の距離内に1か所ある災害時給水ステーション(給水拠点)には、応急給水用資器材を配備している。

#### ※2 応急給水槽

地震等の災害に備え、市民の居住場所から概ね2kmの範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

### □ 詳細な取組内容

#### 1 備蓄の考え方

- 備蓄数量の算定に当たっては、多摩直下地震の避難者数が最大規模となる被害想定(平成24年4月東京都発表)を採用する。

(避難者数(1日後)=33,049人)

- 避難者1人1日3リットルとして算定し、3日分の飲料水を確保する。
- 避難者数の1日分を多摩市単独で備蓄し、スタンドパイプを配備したことにより消火栓や応急給水栓(水道管)から給水することで1日分を確保する。また、残り1日分を東京都水道局による応急給水等の供給を中心とし、そのほかに、民間企業との協定により、合わせて3日分を確保する。

なお、今後も、給水体制の充実強化を図り、必要により備蓄飲料品の見直しを行う。

#### 2 児童・生徒用の備蓄

- 帰宅困難者対策から、各事業所が従業員を留め置いた場合、長期にわたり保護者に引渡しができない児童・生徒が発生することが予測される。
- 引渡しが行われるまでの間、学校で保護する児童・生徒数を算出し、3日分の備蓄を行う。(教育委員会の算出による)

### 3 職員用の備蓄

災害対応に従事する職員用として、3日間分の飲料水の備蓄を行う。

なお、発災当初は配布することが困難となる状況が想定されることから、職員自らが1日分程度は、飲料水を備蓄する事を推奨する。

### 4 災害用井戸の整備

#### (1) 災害対策用貯水槽(災害用井戸)

- 水道管から飲料水を取得できる応急給水栓が避難所に設置されたことから、災害用井戸の役割を見直す。

#### (2) 井戸ポンプ

- 連光寺災害対策用井戸、多摩中央公園、健康センターを、今後も、維持管理していく

#### (3) 非常用発電装置

- 連光寺災害対策用井戸・多摩中央公園 100t貯水槽のみ、今後も、継続的に維持管理していく

#### (4) 貯水槽

- 井戸ポンプが設置されていない貯水槽は、今後、消防用水利として指定し維持管理をする。

### 5 多様な応急給水への取組

#### ■多摩市

- 市民に対し、給水拠点で応急給水が実施できる事及び当該給水要領を普及啓発する。
- 消火栓からの応急給水が実施できるよう、東京都と連携し資器材の配備を進めるほか、避難所運営に関わる自主防災組織、市職員、学校教職員などへ、操作方法等を普及啓発する。

#### ■都

都は、消火栓等からの応急給水について、仮設給水器材の整備を図るほか、多摩市と実施手法を定める。

### 6 災害時民間協力井戸

#### ■多摩市、井戸所有者

個人で所有(管理)している井戸について、「多摩市災害時協力井戸に関する要綱」に基づき、水質等の調査を行い災害時における協力関係の確立を図る。また、市内事業所の井戸を災害時に活用できるよう分布状況及び水量、水質等の調査を行い災害時における協力関係の確立を図る。

なお、地震発生後の井戸の水質は、通常と変化する場合があることから、使用にあたっては、十分に留意すること。

## 7 生活用水の確保

### ■多摩市

多摩市は、災害対策用井戸3箇所にろ過機を設置し、井戸水から生活用水を確保する。

### ■事業所・個人

事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

## 8 給水資器材

### (1) 給水可能施設

施設名	所在地	応急給水栓 (基)	ホース			エンジン ポンプ (台)
			5m	20m	その他	
桜ヶ丘配水所	多摩市桜ヶ丘 4-10	3	3	1	0	0
落合配水所	多摩市中沢 1-12	1	0	2	0	1
愛宕配水所	多摩市愛宕 2-51	4	0	5	0	1
南野給水所	多摩市南野 2-16	5	3	2	0	0
聖ヶ丘給水所	多摩市聖ヶ丘 4-1	5	3	2	0	0
並木公園 応急給水槽	多摩市和田 1551-1	17	0	1	0	1
合計		35	9	13	0	7

### (2) 給水拠点

#### ① 給・配水所等

施設名	給水方法	配水池有効容量	確保水量	給水人口 1人1日3リットル
桜ヶ丘配水所	常設給水栓等	4,520 m <sup>3</sup>	1,500 m <sup>3</sup>	500,000 人
落合配水所		300 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	33,000 人
愛宕配水所		3,420 m <sup>3</sup>	1,140 m <sup>3</sup>	380,000 人
南野給水所		10,080 m <sup>3</sup>	3,360 m <sup>3</sup>	1,120,000 人
聖ヶ丘給水所		42,000 m <sup>3</sup>	14,000 m <sup>3</sup>	4,666,000 人
並木公園応急 給水槽	自家用発電機 エンジンポンプ	1,500 m <sup>3</sup>	1,500 m <sup>3</sup>	500,000 人

1 m<sup>3</sup>=1,000 リットル

② 災害対策用貯水槽（井戸水）

施設名	所在地	確保水量	給水人口 1人1日3リットル
多摩中央公園 100t 貯水槽	多摩市落合 2-35	100 m <sup>3</sup>	33,000 人
健康センター100t 貯水槽	多摩市関戸 4-19	100 m <sup>3</sup>	33,000 人
連光寺小学校災害対策用井戸	多摩市連光寺 3-64	100 m <sup>3</sup>	33,000 人
	井戸ポンプから、直接、水をくみ上げることができる。飲料用に使用する場合は、水質検査を行うこと。		

3 物資等の確保

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	○ 被災者の生活維持のため、必要な物資等を備蓄する。 ○ 多摩市の災害応急対策活動に必要な市職員用の物資等を備蓄する。
事 業 者 市 民	○ 3日分の物資等の備蓄を行う。

1 被災者のニーズへの対応

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な被災者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 夏季には扇風機や冬季には暖房器具等の気候についても考慮する。
- 被災者のニーズを把握するに際しては、都の被害想定によるライフライン停止（発災1週間の電力停止、その間の通信途絶）を想定し、早期に避難所等との、連絡手段等（交換便を含む。）について代替手段を確保する。

4 備蓄倉庫の整備

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 くらしと文化部	○ 備蓄倉庫等の位置づけについて整理を行う ○ 多摩市の備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）を管理する。 ○ 備蓄物資の配分の方法について定める。

□ 詳細な取組内容

1 備蓄倉庫の現状と課題

阪神淡路大震災直後の平成9年の被害想定では、市内の想定避難者数は約 15,000 人であった。その後、東日本大震災が発生し、平成24年に見直された被害想定では、想定避難者数は 33,000 人となり、約 2.2 倍に増加している。

現在の食糧や資器材は、東日本大震災以降の被害想定に基づき備蓄されていることから、地区防災倉庫等を設置した時より、備蓄量は大幅に増加している

増加した備蓄量に対し、公共施設の空きスペースや市内の学校跡地利用施設等を使用し食糧等の備蓄を行っているが、倉庫の床面積が不足し飽和状態となっている。

また、占用している施設内の備蓄倉庫は、建物の上層階に位置し、停電等を考慮すると、災害時の使用に適していない。

地区防災倉庫は、既に収容物で一杯となるとともに、設置から30年程度経過していることもあり老朽化も進んでいるとともに、食糧や資器材の長期間的な備蓄に適しているとは言えない。

また、鶴牧倉庫は、資器材が備蓄されているが、多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムにより、貸付等での活用が検討されており、代替え施設の確保が必要である。

## □ 具体的な対策案

### 1 地区防災倉庫

発災直後から使用する、避難所用資器材や食料及び飲料水を備蓄していることから、現在の想定避難者数に合わせ、建替え又は増設を行う。

### 2 小・中学校の教室

地区防災倉庫の建替え・増設が困難な場合、校舎内の地上階で1教室分を地区防災倉庫とすることを検討する

全ての避難所へ地区防災倉庫を設置することは、長期間を要することから、それまでの間、余裕教室を活用し地区防災倉庫の代用とすることも検討する。

### 3 防災倉庫

老朽化に伴い、大規模改修が必要となった場合は、増改築を検討する。また、道路拡幅工事によって移動が余儀なくされる和田防災倉庫については、大規模な避難所である総合体育館のバックアップ機能として備蓄が行える規模(概ね 1,000 人程度収容可能な資器材等の備蓄)を念頭におき、新築を行う。

なお、都市計画公園内での整備による財源確保の可能性について検討する。

### 4 鶴牧倉庫

簡易トイレを中心に収容し大規模な倉庫であることから、施設が別用途で使用される場合は、同等程度の倉庫を確保することは必要である。今後、多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム等、各種計画において位置づけを整理する施設の新たな使用用途として確保するよう調整を図る。

## 5 多摩市立武道館の代替施設の検討

多摩市立武道館が改修工事により冷暖房が配備された事等の理由から、物資集積施設から避難所へと役割を変更する。

そのことから、以下の条件で物資集積施設として使用可能な施設を検討する。

なお、新たな施設が設置されるまでの間は、学校跡地等を活用する。

- 屋内及び軒下であること
- 大型トラックが近づけること
- フォークリフトが導入可能なこと

## 6 民間ノウハウの活用

今後、防災倉庫を新設及び増設する場合、もしくは、備蓄物資の管理についても、民間企業のノウハウを活用することを検討する。

## 7 資器材の備蓄

- 応急対策用資器材を防災倉庫に備蓄する。
- 避難所の地区防災倉庫に、避難所の初動運営に関する物資を備蓄するとともに、地域住民の防災活動用資器材を備蓄する。
- 中学校区ごとに避難所用資器材を整備し、長期化する避難生活に備える。
- 総合体育館の特性を活かし、総合体育館用資器材を整備する。
- 帰宅困難者対策として、一時滞在施設に宿泊が可能となるような、簡易的な資器材を整備する。

### 【市内防災倉庫一覧】

倉庫名	箇所数	設置場所	役割
防災倉庫	6 箇所	拠点的に配置	各種の資器材を格納するため。
地区防災倉庫	35 箇所	避難所に設置	発災直後に、避難所を設置するため。
避難所用資器材庫	10 箇所	避難所に設置 (余裕教室等を活用)	長期化する避難所生活を支援するため。

## 8 備蓄倉庫の管理運営等

- 備蓄倉庫及び備蓄物資の管理運営を行う。
- 収容物を分類し、各防災倉庫に特徴を持たせた、収容を行う。(倉庫内の収容物の再整理、再配置)
- 必要により民間業者を起用した、適正な清掃、点検等を行う。
- 多摩市が備蓄(都の事前寄託分を含む。)する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。

## 9 輸送拠点の整備

- 避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ「地域内輸送拠点」を選定し、都福祉保健局に報告する。
- 東京都の緊急輸送ネットワーク及びヘリポート等を考慮して、旧永山第一給食センター・市役所地下駐車場屋下部分を主たる地域内輸送拠点に指定する。
- 指定の地域内輸送拠点以外にも災害の状況により、交通及び連絡に便利な公共施設等を柔軟に選定する。
- 輸送拠点における、円滑な支援物資の受入・搬出方法について検討し、マニュアル等を整備する。
- 地域内輸送拠点は、市役所地下駐車場屋内部分から、市内の幹線道路沿いへの整備を検討し、その間は、学校跡地等の活用を関係各課と調整する。

### 【輸送拠点】

拠点区分	施設名	運営主体	役割
広域輸送基地	多摩広域輸送基地	都	他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点
地域内輸送拠点	旧永山第一給食センター 市役所地下駐車場屋下部分	市	多摩市の地域における緊急物資等の受入、配分、避難所への輸送等への拠点

## 基本方針3 輸送体制を確立する

### 1 輸送体制の整備

#### □ 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
多摩市 総務部	○ 物流事業者(輸送事業者等)等との災害時における輸送業務に関する協定締結を推進する。

#### □ 詳細な取組内容

- 輸送業者等との災害時応援協定の締結増加に向け、積極的に取り組む。
- 都市整備部等各部は、維持管理担当業者に対し、災害時に活動可能な車両(資器材含む)を平素から確認する。  
※ 空路輸送体制としてのヘリサインの整備
- 平成14年2月に七都県市首脳会議防災対策委員会にて、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助、救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資するこ

とを目的に、当該都区市が所管する公共建築物の屋上等にヘリサインを表示することの申し合わせが決定された。

- 東京都では、平成14年度から順次公共施設の屋上に表示が進められ、多摩市では、平成20年に屋上防水の改修工事にあわせて本庁舎屋上に表示を設置した。
- 市内設置場所については、多摩消防署と調整を図り、おおむね各中学校区に1箇所とし、屋上防水の改修に合わせて順次表示の設置を進める。
- 【ヘリサイン設置場所】  
市役所、諏訪中学校、青陵中学校、豊ヶ丘小学校、多摩永山中学校、多摩消防署、国士舘大学多摩キャンパス、落合中学校、南鶴牧小学校

## 2 燃料の確保

### □ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部	○ 石油燃料の供給体制を整備する。

### □ 詳細な取組内容

- 災害時において、石油燃料を円滑に確保するため、民間企業と協定の締結を推進する。
- 協定の実効性を高めるため、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施する。
- 車両運行者は、平素から庁用車の給油残量に留意する。  
(2分の1以下とならないように適宜給油)

#### 【現在協定を締結している事業者】

協定名	協定締結先
災害時における燃料等の供給協力に関する協定書	KDDI 多摩テクニカルセンター
	東京都石油商業組合南多摩支部多摩ブロック

